

令和5年度奈良県感染症発生動向調査事業 委託業務仕様書

1 事業名

令和5年度奈良県感染症発生動向調査事業

2 適用範囲

本仕様書は、県が実施する当該事業に関して必要な事項を定めるとともに、受託者が履行しなければならない事項を定めたものである。

3 事業目的

感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」とする）に基づき、感染症の発生情報を正確に把握・分析し、その結果を県民や医療関係者への確に提供・公開することを目的とする。

4 委託業務内容

3の事業目的を達成するため、奈良県感染症発生動向調査事業実施要綱・奈良県感染症発生動向調査事業実施要領・奈良県感染症発生動向調査企画委員会及び同小委員会設置要領に基づき、次の事業を実施するものとする。

（1）定点医療機関の推薦、連絡調整及び報償費の支払

感染症法第14条に基づく指定届出機関及び同法第14条の2に基づく指定提出機関（以下、「定点医療機関」とする）の指定について、医療機関の開設者の同意を得て県に推薦し、定点医療機関からの照会等に対応する。

また、定点医療機関に対し、報償費の支払いを行う。

（2）定点医療機関等への週報による情報還元

奈良県感染症情報（以下、「週報」とする）に掲載するコメントについて、執筆する医師の協力を取り付ける。

また、感染症情報センターが発行する週報等を、定点医療機関及び企画委員等へ還元する。

（3）定点医療機関への研修に関する事務

定点医療機関の医師等に対する研修会を年1回以上開催する。講演者の選定、依頼、研修会の資料作成等を行い、研修会の日程調整や場所の設営、当日の議事進行を担当する。講演者の選定にあたって必要に応じて県が助言する。研修会終了後は、出席者数や研修会での質問等をまとめ県に報告する。

（4）企画委員会及び同小委員会の開催

事業の円滑な運営を図るために専門医師等学識経験者、奈良県医師会代表者、本庁疾病対策課、保健研究センター及び保健所の代表者で構成される企画委員会及び同小委員会について日程調整等を行い開催する。開催後は議事録を作成し、奈良

県感染症情報センター等に提供するものとする。

(5) 年報に関する事務

年報に掲載するコメントについて、執筆する医師の協力を得て依頼し、執筆者からのコメントを取りまとめて、県に送付する。

奈良県感染症情報センターが作成する年報原稿を印刷し、保健所、保健研究センター、地区医師会、定点医療機関等関係者に送付する。

(6) 感染症発生動向調査解析システムの維持管理及び再構築に関する事務

単なる数値等の羅列である感染症発生動向データ（国の感染症サーベイランスシステムから出力）を、コンピューターシステム（感染症発生動向調査解析システム）により適切な表やグラフ等に加工して、感染症発生動向の状況を把握できるようにしている。そのコンピューターシステムを維持管理するとともに、必要に応じて、関係機関と連絡調整のうえ、システムの再構築を行う。

※各業務は相互に関連しているため、(1)～(6)の業務を一括して委託するものとする。

※(1)の報償費の支払い、(6)の印刷及び送付については奈良市定点医療機関分を除く。

※奈良県定点医療機関数は小児科定点（兼インフルエンザ定点）34 機関、インフルエンザ定点（内科）21 機関、眼科定点 10 機関、性感染症（STD）定点 11 機関、基幹定点 6 機関、疑似症定点 11 機関である。

5 委託期間

令和5年4月1日（土）から令和6年3月31日（日）

6 業務の実施場所

奈良県全域

7 実施体制表の提出・総括責任者の選任

受託者は、本業務委託を円滑に遂行できる事業推進体制を整備することとし、実施体制表（組織図等）を作成し契約後1週間以内に提出すること。

受託者は業務の遂行に必要な指導監督を行う統括責任者を1名選任することとし、交替する場合にはあらかじめ県と協議すること。

8 定例会議への出席

県と受託者相互間の綿密な連絡調整の場を設け、より良い業務となるよう、県が定例会議を開催する場合は、受託者は必ず出席すること。

定例会議を開催した場合は、受託者において議事録の原案を作成すること。

県から業務の改善を求めた場合、受託者は速やかにこれに対応しなければならない。

9 実績報告

受託者は、委託事業終了後、速やかに事業実施状況を県に提出しなければならない。

10 経理処理

経理処理に当たっては、次の点に留意すること。

- (1) 当該事業に係る経理処理について、他の経理と明確に区分した会計帳簿を備えるとともに、収入額及び支出額を記載し、経費の用途を明らかにすること。
- (2) 経理に当たっては、その支出の内容を証する書類を整備し、会計帳簿とともに、事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、厚生労働大臣又は奈良県知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存すること。

11 その他留意事項

- (1) 業務の遂行について、県の求めにより、随時報告をすること。また本業務により得られた成果は、県に帰属するものとする。
- (2) 受託者は、業務の運営上取り扱う個人情報を、契約書に定める事項及び関係法令その他の社会的規範に基づき適切に処理しなければならない。本業務の遂行上知り得た情報（個人情報を含む）を第三者に漏らしてはならない。また別記「個人情報取扱特記事項」を遵守する必要がある。
- (3) 受託者は、委託業務の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、知事が必要かつ相当と認めた場合は、この限りではない。
- (4) 本業務を受注しようとする者は、別紙「公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）」を理解した上で受注すること。
- (5) 受託した業務が全て完了した時点をもって、直ちに全てのデータ等を破棄し・処分し、一切の内容に関する記録を残してはならない。
- (6) (1)～(5)の事項に違反したとき又は業務を完了する見込みのないときは、契約を解除し、損害賠償させることがある。
- (7) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて事業の一部及び全体が中止となった場合、経費積算の変更等については、県と受託者が協議し、県が決定する。
- (8) 本仕様書に記載されていないもの、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の改正、又はその他不測の事態への対応については、県と協議の上決定することとする。

<別 紙>

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。